

瑞穂中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校における、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義

- ・ 生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策基本法より）
- ・ 生徒に対して、当該生徒が無自覚であっても、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が非難・中傷等によって当該生徒の名誉や肖像権を侵害する行為。（例：本人が知らないところでのインターネット上による書き込み、メール・ライン等による非難・中傷・画像の無断使用・掲載）（本校独自のいじめの定義）

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害するのみならず、被害・加害生徒の心身の健全な成長及び人格の形成を阻害する行為である。また、被害生徒の生命・または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、人として許されない行為である。
- ② いじめは、どの学校・どの集団（例：学級・部活動等）でも起こりうるものである。
- ③ いじめ問題は、加害・被害の関係だけでなく全ての生徒に関係する問題である。
以上の基本認識を全職員で共有し、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導部、スクールカウンセラーを構成員とする「いじめ防止対策委員会」を設置し、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は、関係職員を加え臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 人の話を真剣に聞く姿勢

教職員・保護者・生徒等、誰の話であろうと真剣に聞く姿勢を培うことは人間尊重の第一原則である。

(2) 自分の意見や考えを主張する

嫌なことは「いや」、やりたいことは、「やりたい」と自分の意思表示をしっかりとできるようにすること。このことが、いじめ被害者を出さないこと、自他の理解を深め、絆を強めることにつながる。

(3) 学級経営の充実

班会議、班長会、学級会という日本の伝統的な学級経営手法を活用し、生徒の学級づくりへの関与を高め、生徒の自己有用感、自己肯定感を高め、さらに、生徒同士の理解を深め、一人一人の生徒の居場所をつくっていく。

(4) 授業規律の確立

授業における約束事をきちんと守らせる。最初のあいさつ、返事、聞く態度・姿勢、ノートの書き方、発表のしかた、小集団学習の時の机の並び方などは、それ自体が、いじめの機会を減少させ、互いを尊重する風土を醸成する。

(5) 道徳教育の充実

人間に対する多面的な理解を図る中で、いじめ問題を様々な人の立場から検証し、全体像を把握することで、いじめ防止への共感的理解を深める。

(6) 生徒会活動の充実

ハートフル委員会を中心に生徒の手によるいじめ撲滅を図る。

(7) 部活動の充実

異学年により構成され、継続的に行われる部活動を活性化させることにより、一生懸命努力する姿勢や社会性を身に付ける。このことにより、いじめ問題の発生を抑制する。勝利至上主義ではなく、様々な役割に焦点を当て、自己有用感や生徒の居場所づくりに力を入れる。

(8) インターネットへの対応

インターネット上でのいじめの深刻さを指導する。特に保護者の啓発に力を入れる。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 具体的ないじめ事件を公表すること

校内で起こったいじめ事件は、氏名等、個人情報には隠して、事件の概要を生徒、保護者に伝える。このことにより、いじめ問題が人ごとでなく、自分たちの問題として捉えられ、いじめにつながる情報が、生徒、保護者から多く寄せられる。

(2) アンケート調査の実施

年2回ハートフル委員会がアンケートを実施する。

(3) 教育相談の実施

定期・不定期に教育相談を実施し、生徒から情報を収集をする。

(4) 班長会の実施

班長会で学級の現状を評価させ、その中で、いじめを受けている生徒の存在について情報を収集する。

(5) 保護者・地域の協力

いじめは、教師に見つからないように行われることを保護者・地域に理解してもらい、うわさ程度でも情報を寄せていただくよう依頼する。

(6) 職員間の情報共有

週1回の生徒指導部会で各学年で情報を集約、対策を検討する。この時、各学年で生徒指導部会資料を作成し各学年のフォルダに保存し、職員全員が生徒指導の情報に触れることができるようにする。緊急に対応する事例については、職員朝会などで情報を共有し、同一歩調で対策にあたる。

(7) 生徒指導情報交換会

年度当初に生徒指導の情報交換会を開催し、生徒指導上や健康面、学習面での配慮について個別にきめ細やかに検討する。

5 いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合、速やかに管理職に報告する。

(2) いじめに関する情報を得た場合、校長は速やかに、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後、「いじめ状況報告書」により報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合、まず、いじめを強制的にやめさせること。次にその対応をいじめ防止対策委員会が中心となって決定する。

(4) 校長は、指導後もいじめが継続されると考えられる場合、または、いじめ被害者が加害者と同じ教室にいて不安感を抱く場合、加害生徒を他教室で学習させる等、被害生徒の安全・安心に配慮する。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべき、いじめについては警察と緊密な連携のもと対処する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に**重大な被害**を被った場合 ・**精神性の疾患**を発症した場合

② いじめにより、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を**欠席**することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという**申立て**があったとき

(2) 重大事態への対応

① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会と警察へ事態発生について報告する。

② いじめ防止対策委員を中核に、教育委員会・警察と連携して以下の事項に留意し初期調査を実施する。

○ 重大事件に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを**生んだ背景**、事情生徒の**人間関係**にどのような問題があったか、学校**教職員がどのように対応したか**などの事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

○ 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査に実施にあたっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した**生徒を守ることを最優先**として調査を行う。

○ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に**提供する**場合があることを、あらかじめ、調査対象となる**生徒やその保護者に説明**する等の措置をとる。

○ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○ **民事・刑事上の責任追及**やその他の**争訟等への対処**や**同種の事態発生を防止**するためのものであるとの認識下、調査にあたる。

○ いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

・ いじめを受けた生徒からの聴き取りにおいては、**事情や心情を十分に聴き取る**。

・ いじめた生徒に対して**適切な指導**を行い、いじめ行為を**速やかにやめさせる**。

・ いじめを受けた生徒の状況にあわせた**継続的な心のケア**に努め、**落ち着いた学校生活復帰の支援**を行う。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 地域・保護者との連携

(1) 関係機関等との連携

○ 警察、児童相談所、柏崎市教育委員会、柏崎市教育センター、民生児童委員、育成委員との連携

○ 中学校区幼保小中の連携の強化

○ 地区サポートチームの連携の強化

(2) いじめ防止等に関する**保護者学習会（説明会）**の実施

P T Aの会合等を利用して、学校いじめ基本方針、いじめ防止等に関して、保護者から協力を得たいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめ防止等に関する保護者の意識向上を図る。

(3) いじめ防止等に関する**教職員研修**の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・初期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて、実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ防止対策委員会が中核となって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他、個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。【別表】

9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価、改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携して、いじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

瑞穂中学校学校の相談窓口

新潟県はいじめ相談

県立教育センターはいじめ相談

法務局はいじめ相談

警察はいじめ相談

児童（生徒）相談所の相談

- 0257-22-3594（養護教諭）
- 県いじめ相談電話 025-526-9378 等（相談員）
- 24H 子供 SOS ダイアル 0579-0-78310
- いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン 025-263-4737
- 県セン教育相談 025-263-9029
- 全国共通人権相談ダイアル 0570-003-110
- 柏崎支局 0257-23-5226
- 子どもの人権 110 番 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970
- 柏崎警察署 0257-21-0110
- 子ども・女性電話相談 025-382-4152
- 長岡児童（生徒）相談所 0258-35-8500